

## 山縣有朋記念館所蔵の古写真に見る往時の無鄰菴庭園に関する研究

A Study of Murin-an's Past Scenery from Old Photographs Property of General Yamagata Memorial Museum

加藤 友規\* 清水 一樹\*\* 阪上 富男\*

Tomoki KATO Kazuki SHIMIZU Tomio SAKAUE

**Abstract:** Designated Place of Scenic Beauty "Murin-an Garden" was built between 1894 to 1898. The garden was created by Jihei Ogawa VII (7th), under Aritomo Yamagata's instructions. This naturalistic garden received high ratings ever since it was created. Old photographs of Murin-an were newly found showing old sceneries of Murin-an, photographs are owned by the General Yamagata Memorial Foundation. This paper analyzes these old photographs to enhanced our knowledge of the former scenery of Murin-an, and to decipher how the garden was utilized in the past. Scenery in old photos will be compared with the current scenery, as well as the utilization differences of the garden. In these old photographs, are the two young pine trees that the Meiji Emperor gifted Aritomo, called "Onshi Chisho," but after they wilted and died, new pines were planted in replacement. The huge scenic rock, "Daigo-no-Ohishi" was brought from the Daigo mountains, but currently hard to see because of tree branches. Other differences in scenery between the old photos and today include scenery around the tea house, the trees growing around the garden border, and the looks of the garden path. Hence, referring to old photographs assist the analysis of garden transitions.

**Keywords:** Murin-an, Aritomo Yamagata, Jihei Ogawa VII (7th), Onshi Chisho, old photograph

**キーワード:** 無鄰菴, 山縣有朋, 七代目小川治兵衛, 御賜稚松, 古写真

### 1. はじめに

名勝無鄰菴庭園(以下、無鄰菴)<sup>1)</sup>は明治27年から29年(1894-1896)に作庭された<sup>2)</sup>山縣有朋の京都別邸である。明治日本をリードした政治家・軍人である山縣の和歌と並ぶ最大の趣味が作庭であり、東京の椿山荘や小田原の古稀庵など、各地に自ら作庭を指示した庭園を構えたことで知られる。長州吉田清水山、京都高瀬川畔の邸宅に続きその名を引き継いだ現在の無鄰菴は昭和26年(1951)に国の名勝指定を受けた庭園で、七代目小川治兵衛が山縣の指導の下、施工にあたった。庭園中央に広がる芝生と琵琶湖疏水を引き入れた浅く軽快な流れ、三角形の地形と外周樹木の効果的な配置によって庭園と連続しているかのように感じられる東山への眺望など、明るく開放的な景観を持つ本庭園は京都近代庭園の嚆矢として高く評価されている。本庭園は財団法人無隣菴保存会へ大正9年(1920)に寄贈の後、昭和16年(1941)に京都市へと寄贈され現在に至っている。

### 2. 本研究の経緯と目的

筆者らは無鄰菴の作庭当時からの本質的価値に関する研究を継続しているが<sup>3)</sup>、本研究において中心的に取り扱うのは、公益財団法人山縣有朋記念館が所有する『無鄰菴』と題された写真帖である。本写真帖は、平成28年(2016)に同記念館からその存在を紹介され借り受けたもので、全部で9枚の写真が綴じられており<sup>4)</sup>このうちの3枚は、入江貫一『山縣公のおもかげ 付・追憶百話』に収録されているものと同一であるが<sup>5)</sup>、他の6枚の古写真に関しては山縣の伝記など諸資料や先行研究<sup>6)</sup>にて確認されたことのない写真と考えられ、無鄰菴の往時の姿を明らかにする貴重な新資料であるといえる。

本研究ではこれら9枚の古写真を中心に他の古写真や諸資料を参照し、現状と対比して往時の無鄰菴の空間構成や園内利用、およびそれらによって醸成される本庭園に特徴的な情景的要素に着目して、往時の無鄰菴の姿に関する考察を行う。また2本

の稚松それぞれを写した写真に関しては、無鄰菴内の石碑『御賜稚松乃記』に記された明治天皇への献上写真である可能性があり、諸資料から恩賜の経緯・日付等を特定し、石碑の記述との関係を確認する。これらの写真の撮影年に関しては写真帖に記載がなく特定は困難であるが、山縣を中心に数名の人物が写る古写真については、人物を特定することで撮影年を特定する。この特定年を参考年として残る8枚の古写真についてもおおよその撮影年代を把握し、今後の研究の一助となれればと考える。

### 3. 古写真と現状写真の比較所見

まず古写真を現状写真と対比考察する。古写真の撮影位置を特定し、2016年8月に撮影した現状写真と並置した資料(表-1, 2)のほか、撮影位置や園路、樹木情報を『日本庭園史図鑑19』<sup>7)</sup>所収の昭和12年実測図に加筆して作成した平面図(図-1)を参照しつつ確認していく。古写真1, 2は明治天皇より山縣へ下賜された2本のマツの写真である。現在西側(古写真1)のマツは代替わりをしており、東側(古写真2)のマツは枯れて伐採されたままとなっている<sup>8)</sup>。古写真では未だマツを囲む石の玉垣がなく、竹の囲いがあるのみである。現在マツの根元は苔地であるが、古写真からは明治42年(1909)発行の『京華林泉帖』<sup>9)</sup>の記述通り芝であったことがわかる。古写真3は主屋東方、沢飛を渡る手前から南向きに撮影されたものである。古写真からは現状では樹木に隠れている茶室がよく見え、築山と流れの間に園路が存在した事が確認できる。古写真4は茶室と洋館の間、庭園の南西部から撮影された写真で、現存する大きなクスと共に大石や芝地、モミの植栽状況などが確認できる。古写真5は池の部分を書写しており、水量が多く洲浜が水に浸かっている様子が見える。古写真6からは庭園最奥の滝石組がほぼ古態を保っている状況と水量の変化がわかる。古写真7は古写真3とほぼ同位置から東を向いて撮影されたもので、現在の様子と比べるとその眺望が広々として感じられる。大石、外周

\*植彌加藤造園株式会社 \*\*株式会社清水造園



表一-1 山縣有朋記念館所蔵古写真及び同位置から撮影した現状写真(2016年8月撮影)

古写真 1



古写真 2



古写真 3



古写真 4



古写真 5



現状写真 1



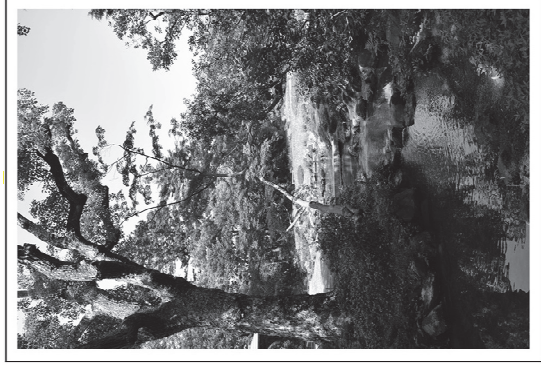
現状写真 2



現状写真 3



現状写真 4



現状写真 5



新設されたと見られる園路



表-2 山縣有朋記念館所蔵古写真及び同位置から撮影した現状写真(2016年8月撮影)

古写真 6



現状写真 6



古写真 7



現状写真 7



古写真 8



現状写真 8



古写真 9



現状写真 9





樹木、園路等に現状との違いが見られる。古写真 4, 8 はほぼ同位置から撮影されており、主屋が旧状を保っていることがわかる。古写真 9 は主屋の八畳間東縁側で撮影されたものであり中央に山縣が写る。沓脱石は現存し、現在苔地である主屋前も全て芝であったことがわかる。また古写真 2, 3, 4, 8 ではモミジが落葉中であり、落葉後の樹木も見られる。そのためこれらの古写真は 11 月頃に撮影されたものであると推測される。

#### 4. 庭園構成要素に見る利用の変化及び往時の情景

ここからは、特に注目した庭園構成要素について考察する。

##### (1) 園路

古写真 7 に見られる庭園園路は現在とほぼ変わらないが、一部に違いが見られる。まず園路幅が現状よりも細い。現状園路ですら、二人の間隔がすれ違うことの難しい園路であるが、さらに細い。後年、築山を削って園路幅が行われたものと思われる。また現在よりも古写真では芝地の地盤が低くならかに見える。低木植栽の様子からは『続江湖快心録』<sup>10)</sup>に見られる山縣の「岩に附着たように低く躑躅を作る」ようにとの指示通りの管理が行われていたことが見て取れる。次に古写真 2 に見られる園路であるが、これも現状園路よりだいぶ細く、山の小道のような風情が感じられる。現在のような公開庭園ではなく山縣個人の邸宅のため広い園路を必要としなかったというだけでなく、自然らしさを重視した山縣の庭園観の表れであると受けられる。また古写真 2 からは現状存在する茶室方向(西)へ分岐する園路が確認できないが、これは図-1 にも存在せず、昭和 12 年以降に整備されたものと考えられる。古写真 3 からは茶室北側築山と流れの間に園路と石段が見えるが現存せず、石段に使われていたとみられる石がその付近に置いたままになっている。図-1 にもこの園路はなく、昭和 12 年以前に利用を停止した園路であると考えられる。このほか図-1 からは洋館と茶室を結ぶ園路がなかったこと、池部北側に途切れてはいるものの、園路があったことがわかる。『続江湖快心録』には、この園路を歩いて主屋から滝へ向かったことが記されている。古写真 8 からは主屋前の飛石の状況が見て取れ、現状とほぼ変わらないことがわかる。クスの裏手には伽藍石も確認できる。

##### (2) 醍醐の大石

古写真 7 の正面中央に大きな岩石が見える。これは醍醐の山中から山縣が牛 20 余頭に牽かせて運び入れたという巨石で、豊臣秀吉が切り出させたものの運び出せずに取り残されていたものだと伝わる<sup>11)</sup>。山縣自慢の名物であり、古写真からは大変迫力のある姿が確認できるが、現在は樹木の生長により見えにくくなっている。明治 30 年(1897)に無鄰菴を訪れこの大石を見た大橋乙羽<sup>12)</sup>は、古写真 4 に近いアングルの写真-1<sup>13)</sup>を撮影しており、おぼろげながら大石と思われる石が確認できる。

##### (3) 庭園外の眺望

園外の庭園構成要素として最も重要なのが、山縣自身「庭園の主山」<sup>14)</sup>と形容した東山(南禅寺山)の眺望である。古写真 7 からは今日の庭園管理においても重視されている<sup>15)</sup>東山の眺望をより広く望むことができていたことがわかる。無鄰菴の土地は東に向かって先の細くなる三角の形をなしており、見通しの効く芝生空間と相まって東山と一続きであるかのような視覚効果を生み出している。古写真では樹木がまだ生長していないために、遠近感がより強調されている様子が確認できる。

山縣は『続江湖快心録』で茶室北東部を改装し設置した高欄付きの縁側から比叡山を眺めることができると語っており、茶室付近から撮影した写真-1には大きく東山の山並みが写り、茶室縁側からも比叡山を望むことができたと考えられるが、現在は樹木の生長により見ることはできない。また古写真 3 及び写真-2では茶室の奥に栗田山の稜線を見ることができる。これも現在は望むことができない。『京華林泉帖』にはこの他「黒谷鹿谷」(金戒光明寺や大文字山等)などが無鄰菴からの眺望として記されており、南禅寺山だけでなく東山諸峰を庭園景観に取り入れていたことが古写真からも裏付けられる。

##### (4) 樹木

古写真 7 の左手前に見られるモミは現存し、大きく生長を果たした。現在も残るモミの群植が古写真 4, 8 から確認でき、これは山縣が当時京都では庭園樹木として使われていなかったというモミを七代目小川治兵衛に群植させたその後の様子と思われる。また写真-1 ではまだモミが小さく数も少ない様子であり、モミが明治 30 年以降に補植されている可能性を指摘で

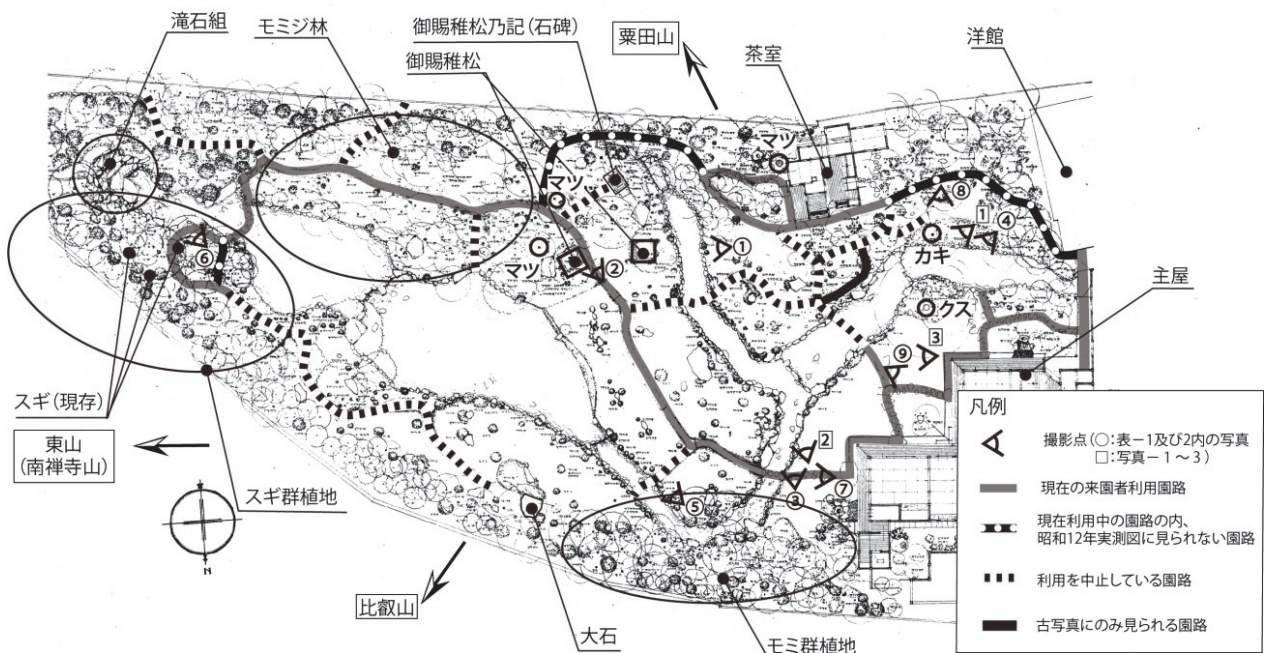


図-1 無鄰菴平面図 ※重森(1937)実測図に加筆したもの



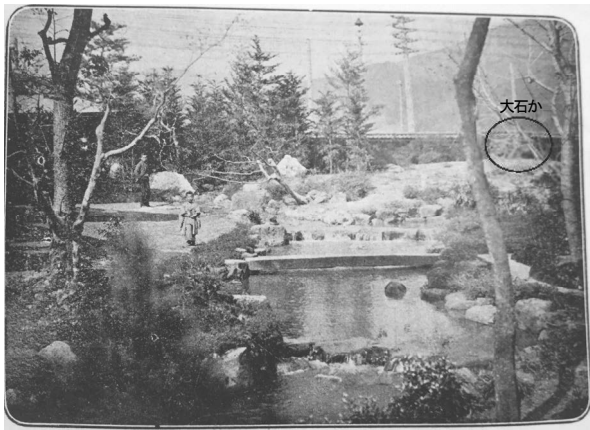


写真-1 『太陽』第4巻第5号 (明治31年)



写真-2 『京華林泉帖』(明治42年)

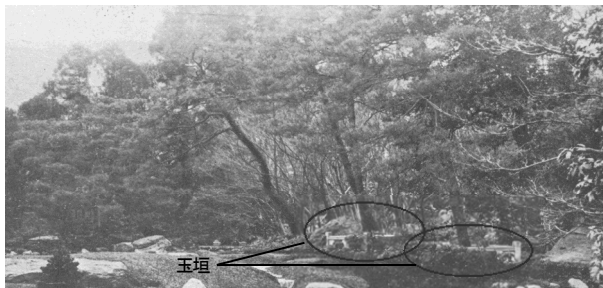


写真-3 『ART OF THE LANDSCAPE GARDEN IN JAPAN』(昭和10年、部分)

きる<sup>19)</sup>。古写真1, 7からは庭園東部に多数のスギの姿を認めることができる。山縣は「杉樹と楓樹と葉桜三本」<sup>17)</sup>で庭を構成する旨の発言をしており、スギは本庭園の重要要素とされる。しかし同箇所にある当時のスギは高く伸びた3本程が残るのみである。庭園内南部には大きなマツの姿が認められ、江戸時代より知られる南禅寺参道のマツを一部取り込んで作庭していたことがわかる<sup>18)</sup>。古写真2では稚松の裏(南東方向)に2本の大きなマツが見え、左手の1本の切り株は現状写真からも認められる。また古写真3及び写真-2の茶室左角奥にあるマツは図-1でも確認できる。古写真8, 写真-1の流れ手前にある樹木はカキで現存しない<sup>19)</sup>。カキに関しては高橋篤庵が椿山荘のカキを不似合だと評し、それを聞いた山縣が「高橋は庭の事はわからぬなあ」と益田鈍翁に漏らしたという<sup>20)</sup>。カキは山縣の庭園観において大切な樹種の一つだと考えられる。

##### 5. 御賜稚松について

明治天皇から拝領した2本のマツは、庭園の当初からの構成要素ではないものの、重要な記念樹として扱われている。園内の石碑『御賜稚松乃記』にはこのマツの授受に関する記述が見られる。無鄰菴落成を知った明治天皇は京都御苑の小松二株を山縣に下賜した。そのマツは「あまたの日数も経ざるに緑の色うるわしくおいしげりて、雲を凌ぎ龍となりぬべき勢い」で生長した。山縣は写真を撮り明治天皇へ「奉りけるに御製一首」を賜り「限りなきよるこびのあまり」返歌を送ったと記されている。今回の古写真1, 2がこの石碑に記された明治天皇へ献上した写真である可能性が考えられたため、これまで明らかになっていない、松の授受に関する経緯と日付を調査した。

まず『御賜稚松乃記』であるが、本石碑の建立は明治34年(1901)11月2日である<sup>21)</sup>。次に『明治天皇紀』<sup>22)</sup>に同年3月19日に山縣へ稚松2本を下賜したとの記録が見られる。宮内庁宮内公文書館所蔵の『恩賜録』<sup>23)</sup>からも、同年3月19日付で「小御所前庭乃稚松二株」が下賜された記録を確認できる。さらに『公爵山縣有朋伝』及び『山縣有朋関連文書』の同年4月27日付山縣宛徳大寺実則書翰<sup>24)</sup>からは、徳大寺が同日までに山縣の返歌を受取り、明治天皇に渡したとの記述がある。以上からマツは3月19日に無鄰菴に到着し、4月27日までに写真の送付と御製の下賜、山縣の返歌があったと考えられる。よってマツの写真はこの間に撮影されていなくてはならない。

ここで再度古写真1, 2を見てみると、2のマツの後ろのモミジが落葉しかけているのが見える。そのため撮影が11月頃に行われたものと思われる、この2枚の写真は『御賜稚松乃記』に見られる天皇への献上写真ではないことになる。

しかしながらこの2枚の写真は、未だ「稚松」の面影を残す写真だといえる。明治42年『京華林泉帖』(写真-2)では、稚松と思われるマツはあるものの判然とはせず、はっきりと御賜のマツが確認できるのは昭和10年(1935)に出版された『ART OF THE LANDSCAPE GARDEN IN JAPAN』<sup>25)</sup>(写真-3)を待たなければならない。ここでは玉垣の内に大きく育ったマツの姿が確認できる。このため若木の姿として撮影された確証ある写真としては、現状最古のものと考えられる。また『御賜稚松乃記』にある「あまたの日数も経ざるに緑の色うるわしくおいしげり」という一文について、上記の整理を照らし合わせて考えると、移植後約1ヶ月内に青々と育ったマツの写真を撮影したことになる。これを裏付けるように山縣宛二宮熊次郎書翰<sup>26)</sup>からは、4月23日に訪れた無鄰菴の様子が山縣へ報告されており、そこには「緑芽を抽くこと数寸」「両株共極めて健全に生長致居候間決して御心配御無用」とあり、緑摘みができるほどにマツの新芽が伸び生長している様が記されている<sup>27)</sup>。

##### 6. 集合写真

古写真9に関しては、人物を特定することで撮影年を特定する。本写真以外の8枚も同時に撮影された確証はないものの、樹木の生育状態、落葉の状態から、本論考では同時期に撮影されたものと一旦措定し、参考年として古写真9の年代を特定する。写真人物のうち、中央の山縣の左は貞子夫人、最左は山縣の秘書官入江貫一だと思われる<sup>28)</sup>。山縣の右の人物が纏うのは明治37年(1904)以降の陸軍軍服<sup>29)</sup>で階級は大尉、陸軍大学校卒業徽章と参謀飾緒を身に付けている。大尉程度の階級の人物が陸軍元帥の山縣の隣に写ることは通常考えにくく、夫人や秘書官とともに山縣の身近におり、かつ大尉であるとするれば、元帥副官ではないかと考えられる<sup>30)</sup>。条件に当て嵌めるのは3名であり<sup>31)</sup>撮影月を11月と仮定した場合、撮影年は明治38~40, 42年の4年に限られる。入江が山縣秘書官を務めるのは明治41年からであるため、本写真は明治42年に撮影された可能性



が考えられる。よって本写真帖は、作庭から 10 年程を経た、明治 40 年代の無鄰菴の姿である可能性を示唆し得る。

## 7. まとめ

庭園内の情景的要素に関して、9 枚の写真の新旧比較全般からいえるのは、樹木の生長や枯損はあるものの、写真撮影位置の特定が困難になる程の極端な変化はなかったということである。外周樹木の樹種やサイズは変化したものの東山への眺望は維持され、マツは枯死したものの、スギなどの生長により大樹のある景観が保たれ、庭園情景としては作庭時の意図が守られてきたことが分かる。利用面では園路に変化が見られる。一般公開庭園として多くの利用者を迎えるため、園路の取捨選択、新設・拡張があったものと思われる。御賜稚松に関しては本写真が恩賜時にまつわるものではなかったが、特定されていなかった恩賜の日付及び下賜の経緯を明らかにすることができた。御賜稚松の植栽位置等については、山縣が明治 34 年 3 月 4 日に京都から東京へ戻っており<sup>32)</sup> 指示がどのようになされたかなど、今後の研究を要する。古写真 9 については撮影年をほぼ特定できたと考える。他の 8 枚も明治 42 年頃である場合、『京華林泉帖』と同時期の写真ということになり、古写真 3 と写真 1-2 を比べるとマツの天端などは類似して見える。一方、季節の違いはあるが、『京華林泉帖』に記された、野趣を發揮した庭園というイメージとは異なる、整然とした印象も本写真帖からは感じられる為、この点は更なる研究が必要である<sup>33)</sup>。無鄰菴の往時を写すこれら 9 枚の古写真それぞれからは、まだ多くの情報を読み取ることができる。個々の写真、要素ごとの更なる研究は今後の課題である。

謝辞：本研究にあたり京都造形芸術大学の尼崎博正教授、同仲隆裕教授には御指導を頂き、山縣有朋記念館の山縣有徳副理事長、京都市役所文化財保護課の今江秀史氏、また小杉忠広氏には御協力を頂きました。皆様に心から御礼申し上げます。補注及び引用文献

- 1) [むりんあん] の表記に関して、文化財名称としては官報に基づき〔無鄰菴庭園〕とし京都市の施設名称としては京都市無鄰菴等条例に基づき〔無鄰菴〕とする。
- 2) 作庭年については、尼崎博正(2012)：七代目小川治兵衛 山縣有朋の都にかへさねば：ミネルヴァ書房の記述に拠った。
- 3) 阪上富男・加藤友規(2015)：名勝無鄰菴庭園の年間維持管理—山縣有朋の感性を読み取った庭園管理のあり方：ランドスケープ研究 技術報告集 78(増刊)、阪上富男・加藤友規・半田沙奈(2016)：「名勝無鄰菴庭園」の本質的価値を見つめた庭園管理—山縣有朋の愛した野花を生かした芝生管理のあり方：平成 28 年度日本庭園学会全国大会・シンポジウム発表資料集
- 4) 写真帖は縦 18.5cm 横 25.5cm 全 9 ページ。1 ページに 1 枚の写真があり、実際は 1,2,6,3,7,4,8,5,9 の順で掲載されている。本稿では掲載の便宜上、実際の写真帖と異なる順番で番号を付している。
- 5) 入江貫一(1930)：山縣公のおもかげ 附・追憶百話：偕行社編集部  
古写真 9 は「無鄰菴における山縣公」と題されており古写真 5 と 7 は「無鄰菴の庭園」と題され 2 枚 1 ページに掲載されている。
- 6) 山縣有朋に関する伝記としては、徳富猪一郎編(1933)：公爵山縣有朋伝：山縣有朋公記念事業会、岡義武(1958)：山縣有朋：岩波書店、伊藤之雄(2009)：山縣有朋—愚直な権力者の生涯：文藝春秋等。資料として大橋乙羽編(1899)：名流談海：博文館、黒田譲(天外)(1907)：続江湖快心録：山田芸艸堂、湯本文彦(1909)：京華林泉帖：京都府庁等。先行研究としては、尼崎博正編(1990)：植治の庭 小川治兵衛の世界：淡交社、白幡洋三郎監修(2008)：植治七代目小川治兵衛—手を加えた自然こそ自然がある：京都通信社、尼崎・前掲 2)、鈴木博之(2013)：庭師小川治兵衛とその時代：東京大学出版会、矢ヶ崎善太郎(1998)：近代京都の東山地域における別邸・邸宅群の形成と敷居空間に関する研究：京都工芸繊維大学博士論文、鈴木誠・栗野隆・井之川若奈(2004)：山縣有朋の庭園観と椿山荘：ランドスケープ研究 68(4)、渡邊美保子(2013)：山縣有朋の自然観と作庭観：日本庭園学会誌 (27)等。

- 7) 重森三玲(1937)：日本庭園史図鑑 19：有光社
- 8) 古写真 1 のマツは 1984 年頃に、2 は 2006 年頃に枯死している(植彌加藤造園株式会社社内ヒアリングに基づく)。
- 9) 湯本：前掲 6)
- 10) および 11) 黒田：前掲 6)
- 12) 大橋乙羽(1897)：山縣大将の園芸談：太陽 第 3 巻 11 号、196-198  
大橋は明治 30 年(1897)4 月 17 日に椿山荘を訪れ、山縣へインタビューを行っている。翌 18 日に京都へ向かった大橋は、19 日に無鄰菴を訪れ大石の存在を確認している。この記事は加筆修正の上、大橋：前掲 6)に掲載されている。
- 13) 大橋乙羽撮影(1898)：山県侯別荘大磯小滝庵/同京都南禅寺の無隣庵：太陽 4(5)：口絵 前掲 12)に「予は庭園の此処彼処を写真し」との記述があり同号の大橋撮影写真と類似していることから明治 30 年(1897)4 月 19 日に撮影されたものと考えられる。同写真が竹貫直次編(1900)：造家と築庭：博文館に掲載されている。
- 14) 黒田：前掲 6)
- 15) 阪上・加藤：前掲 3)
- 16) 山縣はモミの本数を「三十本程」、一方七代目小川治兵衛は「五十本」と黒田：前掲 6)及び黒田譲(天外)(1913)：続江湖快心録：山田芸艸堂で話しており、この本数の違いは単に記憶の違いとも考えられるが、このような複数回の植栽によるものである可能性も示唆できる。
- 17) 黒田：前掲 6)
- 18) 黒田：前掲 6)では山縣が主屋から東に見て右手に「鬱々たる老松数十幹」が見えると発言し、湯本：前掲 6)には「南は並松を邸内に入れ」との記述がある。
- 19) カキは図-1 から確認できる。現在も庭園最東部突端—一本だけカキがある。
- 20) 益田孝孝・長井実編(1989)：自叙益田孝翁伝：中央公論社、218
- 21) 同石碑には「明治三十四年十一月天長節前一日」とある。また石碑建立の約 1 年前、明治 33 年(1900)12 月 2 日に黒田譲(天外)は無鄰菴を訪れ黒田：前掲 6)を著しているが、この松に関する記述は一切見られない。
- 22) 宮内庁編(1974)：明治天皇紀 第十：吉川弘文館、p34-35 同書からは山縣が松の下賜を宮内大臣田中光顕を通して自ら内請したこと、二本のうち「一株は予め枯傷に備へ」下賜されていたことがわかる。
- 23) 恩賜録 1 明治三十四年：宮内庁宮内公文書館蔵『恩賜録』からは田中が 17 日に当番の書記官に命じ、18 日の夕方に京都在勤の主殿助(主殿寮次官)中川忠純に電報を送り、松を山縣家(無鄰菴)に届けるよう手配していることがわかる。
- 24) 尚友俱樂部山縣有朋関係文書編纂委員会(2006)：山縣有朋関係文書 2：山川出版社、427 徳大寺は山縣が送った稚松の歌を「直に奉供覧置候」と記している。
- 25) 田村剛(1935)：ART OF THE LANDSCAPE GARDEN IN JAPAN：国際文化振興会
- 26) 前掲 24) 第 3 巻、42 明治 34 年 4 月 26 日付の書翰。
- 27) 一方徳富：前掲 6)の記述には石碑と異なる時系列が記されている。同書では山縣が 4 月 27 日に和歌を天皇へ送り、その後写真を送り、それから天皇より御製を賜ったとしている。二宮の書翰を受けて歌を献上し、それから写真を送ったとなれば、無理のないスパンでの応答だったことになる。仮にこの場合でも、石碑の建立日時から今回の写真が天皇に献上した写真ではないことに変わりはない。
- 28) 貞子については、徳富：前掲 6)掲載写真から、入江については、古林亀治郎編(1912)：現代人名辞典：中央通信社から確認した。
- 29) 軍服については、太田臨一郎(1980)：日本の軍服：国書刊行会
- 30) 徳富：前掲 6)、1143 掲載の明治 42 年(1909)の椿山荘への皇太子(後の大正天皇)行啓の写真に元帥副官の姿が認められる。また古写真 9 では本来元帥副官が身に付ける懸章が見られないが、同様に行啓写真の副官も身に付けていない。
- 31) 秦郁彦編(2005)：日本陸海軍総合辞典：東京大学出版会、および職員録：明治 38-42 年：印刷局 山縣は副官に種々の業務を命じ、外出や食事を共にしたと前掲 5)に記載がある。服装からは陸大卒、参謀本部又は大本営参謀兼務、大尉で山縣元帥付副官を務めていることがわかり、これらの条件を満たすのは渡辺錠太郎、堀田正一、小野庄造の 3 人である。明治 42 年 11 月当時の副官は小野である。
- 32) 黒田：前掲 6)、22)及び 24)から山縣は明治 33 年(1900)11 月から京都に滞在し、明治 34 年 3 月 4 日に東京へ戻っている。
- 33) 『京華林泉帖』には写真-2 の他のもう 1 枚別の写真が掲載されており、その写真と古写真 5、7 を比較しても同様の類似点・相違点を見出すことが出来る。